令和7年4月より

負担額が変更となりました

入院時食事療養費について

標準負担額

70 歳未満の方	金額(1 食につき)	
一般(課税)世帯	510円	
非課税世帯	240 円	
非課税世帯(過去 12ヶ月の入院日数が 91 日目以降)	190 円	
70 歳以上の方		
現役並み所得者(課税)	510 円	
一般(課税)世帯	510 円	
低所得 II (非課税)	240 円	
低所得 II (非課税) (過去 12ヶ月の入院日数が 91 日目以降)	190 円	
低所得 I (加入者全員の所得 0 円、年金受給者の場合は 年金収入 80 万円以下)	110円	

入院時生活療養費について

65歳以上の方がご入院される場合にご負担が発生します

標準負担額

<u> </u>			
区分	居住費(1 日当たり)負担額		
	医療の必要性の低い方	医療の必要性の高い方	指定難病者
	(医療区分 1)	(医療区分2・3)	
一般	370 円	370 円	0円
(住民税課税世帯)	0/0 1	0/0 1	011
	過去1年間の入院期間 90日以内		
70 歳未満	370 円	370 円	0円
(住民税非課税世帯)	0/0 1	0/0 1	011
	過去1年間の入院期間 90日超		
70 歳以上	370 円	370 円	0円
(低所得2)	0/0 1	0/0 1	011
70 歳以上	370 円	370 円	0円
(低所得1)	3,013	J, J ,	0 ,,
境界層該当	0 円	0 円	0円
		<u> </u>	○ 1 1

マイナンバーカードのご提示で確認が可能となります (限度額認定証のご提出は不要)

医療法人 秋芳会 秋吉病院 2025年4月1日